

平成18年第2回定例会

富良野市議会会議録

平成18年6月27日(火曜日)午前10時02分開会

議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指定
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第20号(18年第1定) 富良野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第4 所管事項に関する委員会報告
調査第7号 中小企業振興(雇用状況)について
日程第5 議会改革特別委員会報告
日程第6 監査委員報告(例月出納検査結果報告 17年度1月~4月分、18年度4月分)
日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第9 議案第12号 富良野市教育委員会委員の任命について
日程第10 議案第13号 富良野市固定資産評価員の選任について
日程第11 議案第11号 東4線道路改良舗装工事(東4線橋架換)請負契約の締結について
日程第12 議案第1号~議案第10号(提案説明)

出席議員(18名)

議長	20番	中元 優君	副議長	6番	岡本 俊君
	1番	今利一君		2番	佐々木 優君
	3番	宮田 均君		4番	広瀬 寛人君
	7番	横山 久仁雄君		8番	千葉 勲君
	9番	野嶋 重克君		10番	上田 勉君
	11番	天日 公子君		12番	東海林 孝司君
	13番	千葉 健一君		14番	岡野 孝則君
	15番	菊地 敏紀君		16番	穴戸 義美君
	17番	北 猛俊君		18番	日里 雅至君

欠席議員(1名)

19番 東海林 剛君

説明員

市長 能登芳昭君 助役 石井 隆君

総務部長 下口信彦君
 保健福祉部長 高野知一君
 建設水道部長 里博美君
 商工観光室長 高山和也君
 総務課長 松本博明君
 企画振興課長 岩鼻勉君
 教育委員会
 教 育 長 宇佐見正光君
 監査委員 今井正行君
 公平委員会委員長 島強君
 選挙管理委員会
 委 員 長 藤田稔君

事務局出席職員

事務局 長 桐澤博君
 書 記 日向稔君
 書 記 渡辺希美君

市民部長 大西仁君
 経済部長 石田博君
 看護専門学校長 登尾公子君
 中心街整備推進室長 細川一美君
 財政課長 鎌田忠男君
 教育委員会
 教 育 長 齋藤亮三君
 教 育 部 長 杉浦重信君
 監査委員事務局長 小尾徳子君
 公平委員会事務局長 小尾徳子君
 選挙管理委員会
 事 務 局 長 藤原良一君

書 記 大畑一君
 書 記 藤野秀光君

午前10時02分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

議長(中元優君) これより、本日をもって招集されました平成18年第2回富良野市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ちまして、去る4月19日に逝去されました、故外川裕議員に対し、議会を代表し追悼の言葉を申し上げます。

富良野市議会議員会会長上田勉君。

富良野市議会議員会会長(上田勉君) - 登壇 -

故外川裕議員に対する追悼の言葉。

市議会を代表し、4月15日逝去されました故外川裕議員を悼み、謹んで哀悼の言葉を捧げます。

本日、平成18年第2回定例市議会の開催に際し、ありし日の外川議員のお姿に接することができず、議員一同惜別の念に禁じ得ません。

思えば、あなたは、昨年11月に突然体調を崩され、富良野西病院に入院されました。病名は大腸がんと診断され、さらに腸閉塞を併発し、病魔と闘われたのであります。

一時は回復の兆しと聞き、私たちも一日も早い全快を心待ちいたしました。が、本年4月病状が急変し、御家族の手厚い看護、近代医学の治療をもむなしく、55歳を一期とし、永遠の眠りにつかれたのであります。

あなたの勤勉実直、見識豊かなお人柄はだれからも信頼される中にありまして、平成11年5月富良野市議会議員に初当選されました。以来、総務文教委員、経済建設委員、議会運営委員、議会広報特別委員、富良野地区消防組合議会議員を歴任され、さらに、議会広報特別委員会委員長、決算審査特別委員会副委員長、議会運営委員会副委員長、市民福祉副委員長、経済建設副委員長として富良野市議会の発展と地方自治の振興に寄与されたのであります。

志半ばにしてよみへ旅だったあなたの胸中を思うと、痛恨の情限りなく、ただただ哀悼の誠を捧げるものであります。

私たちは、議会人として地方自治の振興に尽くされたあなたの意志を引き継ぎ、郷土富良野市の一層の発展に向け、議会としての使命を果たしてまいることをお誓い申し上げます。次第であります。

終わりに、故外川議員の面影をしのび、本市の振興に尽くされました御功績に対し、深甚なる敬意と感謝の誠をささげ、追悼の言葉といたします。

議長(中元優君) これより、故外川裕議員のありし日の面影をしのび、黙祷を行います。

事務局長(桐澤博君) 御起立願います。
黙祷。

(黙祷)

事務局長(桐澤博君) 黙祷を終わります。
御着席ください。

表彰状の伝達及び祝辞

議長(中元優君) 次に、先般全国の市議会議長会より表彰されました方に対する表彰状の伝達を行います。

受賞者を事務局長より御紹介申し上げます。

事務局長桐澤博君。

事務局長(桐澤博君) - 登壇 -

去る5月24日、東京都において開催されました全国市議会議長会第82回定期総会におきまして、会長より15年以上地方行政の発展に寄与されました御功績に対し、穴戸義美議員が表彰されました。

議長より、穴戸議員に伝達願います。

議長(中元優君) 表彰状。富良野市、穴戸義美殿。

あなたは、市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第82回定期総会に当たり、

本会表彰規定により表彰いたします。

平成18年5月24日。

全国市議会議長会会長国松誠。代読。

どうもおめでとうございました。(拍手)

議長(中元優君) それでは、この機会に、市長より御祝辞をいただきたいと思います。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) - 登壇 -

宍戸議員の表彰に対しまして、一言お祝い申し上げたいと存じます。

このたび、全国市議会議長会から表彰されました宍戸議員におきましては、富良野市議会議員として4期にわたり市政に取り組み、議会審議を通じて地方自治の確立と市民生活の向上に大きく貢献されました。衷心より敬意を表します。

また、今回の受賞を心から重ねて厚くお礼申し上げたいと存じます。

表彰されました宍戸議員には、豊かな行政経験と広範な見識を持って住民ニーズを把握されながら、市民生活の向上、行政課題の解決に向けてさらなる御尽力を賜り、豊かで住みよい富良野市の発展により一層の御活躍をされますことを御期待申し上げる次第でございます。

結びに当たりまして、宍戸議員の御健勝と御多幸を心から御祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。おめでとうございます。

議長(中元優君) 以上で、表彰状の伝達及び祝辞を終わります。

開 議 宣 告

議長(中元優君) これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

議長(中元優君) 日程第1 会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則

第119条の規定により、

宮 田 均 君

日 里 雅 至 君

広 瀬 寛 人 君

北 猛 俊 君

横 山 久仁雄 君

宍 戸 義 美 君

千 葉 勲 君

菊 地 敏 紀 君

以上、8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

宮 田 均 君

日 里 雅 至 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(中元優君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長桐澤博君。

事務局長(桐澤博君) - 登壇 -

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号より議案第11号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。議案第12号、議案第13号、諮問第1号、諮問第2号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

次に、市長より提出のありました市政に関する所信表明につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、市長並びに選挙管理委員会委員長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。慣例によりまして、朗読は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。以上でございます。

日程第2 会期の決定

議長（中元優君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長横山久仁雄君。

議会運営委員長（横山久仁雄君） - 登壇 -
議会運営委員会より6月20日に告示されました平成18年第2回定例会が本日開催されるに当たりまして、6月22日議会運営委員会を開催し、審議いたしました結果について御報告申し上げます。

本定例会に提出されました事件数は23件でございます。うち、議会側提出事件は8件で、その内訳は、付託審査案件1件、事務調査報告1件、特別委員会報告1件、例月出納検査報告5件でございます。

市長よりの提出事件は15件で、その内訳は、予算3件、条例5件、人事4件、その他3件でございます。

事件外といたしまして、市長の市政に関する所信表明、行政報告、選挙管理委員長報告、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、市長の市政に関する所信表明、行政報告を受け、次に選挙管理委員長報告を受けます。次に平成18年第1回定例会において総務文教委員会に付託の議案第20号の審議を願います。次に所管事項に関する委員会報告、特別委員会報告、監査委員報告を受け、次に諮問第1号、並びに諮問第2号及び議案第12号、議案第13号、並びに議案第11号の審議を願います。

次に、議案1号より議案第10号の提案説明を受け、第1日目の日程を終了いたします。

6月28日、29日、30日は議案調査のため、7月1日、2日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議2日目、7月3日、第3日目、4日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

7月5日、6日は議案調査のため休会といたします。

本会議第4日目、7月7日は、議案第1号及びこれに関連する議案第4号、議案第10号の審議を願います。次に議案第2号、並びに議案第3号及び議案第5号より議案第9号の審議を願います。そのうち、議案第5号及び議案第7号につきましては総務文教委員会に、議案第6号につきましては経済建設委員会にそれぞれ付託し、閉会中審査をすることで申し合わせしております。最後に、追加議案のある場合は、順次審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

一般質問の通告期限は本日13時まで、請願、意見案、調査等につきましては、7月3日の日程終了時までとすることで申し合わせをいたしております。

以上、平成18年第2回定例会の会期は、本日6月27日から7月7日までの11日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告といたします。

議長（中元優君） お諮りいたします。

ただいま委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期を6月27日から7月7日までの11日間とし、うち7月1日、2日は休日のため、6月28日、29日、30日、7月5日、6日は議案調査のため、それぞれ休

会にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から11日間と決定いたしました。

市政に関する所信表明

議長(中元優君) この際、市長改選後の初定例会に当たり、市長より市政に関する所信表明の申し出があり、これを受けます。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) - 登壇 -

市政に関する所信表明。

本日、ここに平成18年第2回富良野市議会定例会の開会に当たり、市政に対する私の所信を述べさせていただきます。

私は、4月に実施されました富良野市長選挙におきまして、市民の皆様の暖かい御支援を賜り、当選の栄に浴し、市政を担うことになりました。市民の皆様の御厚情に心よりお礼申し上げます。

今日の地方自治は、地方分権の進展を初め、国の三位一体改革、国際化、情報化、そして少子高齢社会、市町村合併推進構想、環境問題など、複雑多様化する中での確かな政策の選択と行政効果が求められております。

このため、私は培った強い信念と行政経験を生かし、微力ながら市民一人一人から託されました市政に対する期待にこたえとともに、21世紀の富良野市町づくりの展望を切り開くため、市議会議員の皆様や市民の皆様の御指導、御支援をいただきながら、全力を傾注してまいります。

私は、市民の声を市政に反映させる市民本位の市政執行を信条に、行政の信頼は市民対話から生まれることを呼びかけてまいりました。

今後4年間、市民本位の町づくりを進める

に当たり、社会環境の多様化する新たな時代に向けて、自治体運営に対する基本的な考え方を述べたいと存じます。

その1点目は、市民対話と情報開示であります。市民の行政への信頼は、市民対話と情報開示から生まれます。発言に責任を持って、公正、公平を旨とし、市民の声に真摯に耳を傾け、情報提供とともに市民の目線に立った行政を進めます。

2点目は、財政の健全化と行財政改革の推進であります。国の三位一体改革によって、地方財政は大変厳しいものとなっております。身の丈にあったむだのない効率的財政運営を初め、職員の意識改革、人材育成、民間活力の導入に取り組んでまいります。

3点目は、農村観光都市の形成であります。豊かな自然景観を生かし、農業、観光の振興を図り、都市と農村の交流を進めます。食観光、体験観光、教育観光の創出に努め、経済の活性化や移住者が安心して住める環境づくりを進めます。

4点目は、市町村合併の方向性であります。北海道において市町村合併推進構想が示されたところでありますが、これまでに自治のかたち検討プロジェクトチーム報告書をもとに、市民への情報提供や意見集約を図ってまいりました。今後は、富良野圏域1市3町1村の最終出口が合併に向かう土壌づくりを推進してまいります。

富良野市総合計画は、「ふれあい、やさしさ、感動ふらの」をテーマに、快適な環境、創造性豊かな人を育む「協働、感動、生き生きふらの」の実現を目指し6年目を迎えますが、財政的に大変厳しい状況にあり、このことを踏まえ計画の推進を図ってまいります。

総合計画に基づき、六つの基本的な政策について述べさせていただきます。

第1は、みんなで作る健全な町づくりであります。情報の共有と市民参加につきましては、コミュニティ活動と市民対話の充実を図るとともに、情報共有と市民参加のルール条例に基づき、市民とともに築き上げる町づ

くりに取り組んでまいります。

行政改革につきましては、全事務事業の見直し、組織機構の見直し、指定管理者制度の導入、職員数及び職員給与の削減、受益者負担金の見直し、市税等収納対策プロジェクトなどの取り組みを進めてまいります。また、富良野市未利用財産利活用基本方針に基づき、公有財産の有効活用及び処分を進めてまいります。

広域行政につきましては、機能分担を明確にし、関係市町村の主体性を尊重するとともに、広域的な行政課題の解決に向け、連携と協力のもと圏域の一層の発展に努めてまいります。

第2は、心豊かに学びあう町づくりであります。次代を担う子供たちが心豊かな人間性を育む教育を目指し、家庭、地域、学校との連携を密にした教育環境づくりを進めてまいります。

教育の原点は家庭にあります。近年家庭の教育力の低下が懸念されております。家庭の教育機能を高め、子供の健全な心と体の成長が図られるよう、親と子のきずなを深める講座や事業の推進に努めてまいります。

また、少子化による児童生徒の減少に伴い、学校の小規模化が一段と進んでおります。子供たちの社会性、自立性、協調性を集団活動を通じて養うため、引き続き学校再編を保護者、地域、学校関係者と協議し推進してまいります。

第3は、安全で安心して暮らす町づくりであります。人と自然が共生した潤いのある町づくりに向け、豊かな自然環境の保全と安全で快適な生活環境の向上を目指してまいります。廃棄物処理対策につきましては、市民との協働、連携のもとにごみの減量化と再資源化を基本に、循環型社会の構築を図ってまいります。

市民を災害から守り、安全を確保することは何よりも最重要課題であります。このため、地域防災計画の全面改訂版を作成し周知してまいります。

また、武力攻撃等から国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響を最小とするための措置を講ずる富良野市国民保護計画の策定を進めてまいります。

市民相談につきましては、複雑多様化する社会生活の変化に伴い、法律から消費者問題など沿線住民を含め、幅広い生活相談に対応するため、総合的な相談体制を確立してまいります。

アスベスト対策につきましては、鉱山跡地の環境整備を国、道に要望し、市民の健康や不安解消に努めてまいります。

第4は、ふれあいの心がつくる健康な町づくりであります。すべての世代の人々がともに助け合い、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、介護の連携を強め、人に優しい町づくりを進めてまいります。

健康でありたいとの思いは、市民すべての共通の願いであります。これからの高齢社会を健康で活力あるものとするために、「自分の健康は自分で守る」を基本に、国保ヘルスアップ事業を推進し、地域ぐるみ、職場ぐるみの総合的な健康づくりに取り組んでまいります。また、疾病予防、介護予防事業を推進してまいります。

さらに、遠隔地の住民や高齢者、医療弱者、救急医療の充実、確保など、地域で安心して暮らせる地域医療計画を策定してまいります。

子育て支援につきましては、少子化が一段と進む中、働く女性が出産や育児などの子育てと安心して仕事の両立ができるよう、職場の環境づくりを各事業所に働きかけるなど、子育て支援をしてまいります。

障がい者自立支援法の施行に伴い、すべての障がい者児の能力を活用し、自立した日常生活を営むことができるよう、地域生活を支援してまいります。

また、地域福祉計画の推進と福祉の町づくり事業、高齢者支援ネットワーク、障がい者支援ネットワークなど、各種のネットワーク

づくりに取り組み、生きがいを実感できる地域福祉づくりに努めてまいります。

第5は、創造性豊かな産業をはぐくむ町づくりであります。本市の豊かな森林や肥沃な大地で営まれる農業と観光が密接に連携し、地産地消の推進や資源の効果的な活用を図り、地域経済の活性化を目指してまいります。

農業につきましては、平成19年度から経営所得安定対策として、生産条件格差是正と収入変動影響緩和が実施されます。市といたしましては、農業者との個別面談、法人化及び集落営農組織設立のため、関係団体と連携し、合意形成に向けた支援を行ってまいります。

また、安全安心農業につきましては、今後、認証制度導入の認証表示にかえて、生産者みずから安全、安心な農業を目指し、国が推進している適正農業規範づくりに取り組む農業者及び団体の育成に努めるとともに、産地の意欲的な取り組みを全国に発信し、富良野のブランド力を高めてまいります。

観光につきましては、「北の国から」で培われた文化や精神に基づき、国内外からの観光客が四季折々に一人歩きできる安全、安心な国際的観光地づくりに向け、市民、経済団体と一体となって取り組んでまいります。

また、観光客の誘致につきましては、国内、アジア圏、豪州に向け、富良野・美瑛1市5町村による広域観光を進めるとともに、さらに京都市などとの連携により観光振興を図ってまいります。

第6は、自然を生かした快適な町づくりであります。市民の安全で快適な生活環境の向上を図るため、恵まれた自然環境に配慮した快適な都市基盤整備に努めてまいります。安全で安心な飲料水の安定供給と公共下水道の整備など、快適な生活環境の向上と水環境の保全を推進してまいります。

住宅政策につきましては、ゆとりと安らぎのある居住空間の創出に取り組むとともに、公営住宅の高齢社会、循環型社会に対応した

計画的かつ効果的なストックの改善と建てかえに努めてまいります。

平成14年度から進めております富良野駅前地区土地区画整理事業及び市街地再開発事業につきましては、平成20年度の完了を目指し、着実な事業の推進に努めてまいります。

地域センター病院は、平成19年5月の移転開院に向け建設中ではありますが、現在地の跡地活用につきましては、本市の中心的な商店街基盤の構築を目指して、市民・団体の意見を集約し、地域センター病院跡地利用計画の策定に取り組んでまいります。

道内の高速交通ネットワーク化の重要な路線として、国の事業である地域高規格道路旭川十勝道路につきましては、富良野道路の一部工事に着手いたしました。全線開通に向けた取り組みを進めてまいります。あわせて、現国道の改修につきましても取り組んでまいります。

私は、市民の声を市政に反映させ、快適な環境、創造性豊かな人をはぐくむ「協働、感動、生き生きふらの」の実現に向け、市民本位の町づくりを着実に進めてまいります。

また、市民主体の自治を確立するため、自分でできることは自分で行う自助、みんなで力をあわせて行う共助、みんなで力をあわせてもできないことは、より大きな単位で行う公助を基本とする取り組みを推進してまいります。

以上、市政に取り組む基本的な政策について申し述べさせていただきましたが、市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の暖かい御理解と御協力を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。

以上でございます。

議長（中元優君） 以上で、市長の市政に関する所信表明を終わります。

行政報告

議長（中元優君） 次に、あらかじめ申し

出のありました市長、並びに選挙管理委員会委員長の行政報告に関する発言を許可いたします。

最初に、市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

平成18年第2回富良野市議会定例会に対しまして、行政報告をさせていただきます。

1点目は、富良野圏域における今後の広域行政に関する協議についてであります。

富良野地区広域市町村圏振興協議会では、平成17年5月、圏域5町村の専任職員による「自治のかたち検討プロジェクトチーム」を設置し、分権型社会において地域における総合的な役割を担う基礎自治体のあり方や、自治の形について、調査、検討を進めてきたところであります。

この間、プロジェクトチームから平成17年10月の中間報告の提出とともに、平成18年3月23日には、自治の形調査検討に関する最終報告書が提出されました。

協議会の委員会では、最終報告書をもとに、各市町村が住民への情報提供、意見集約を図り、再度5市町村で今後の方向性を協議することが確認されており、各市町村ではこの確認に基づき、住民、議会、職員への説明会を実施し、意見交換を図っているところであります。

本市におきましても、4月に職員への説明、5月には議会への説明を行うとともに、6月12日から23日の間、市内10会場において地域懇談会を開催し、市民の皆さんとの意見懇談を実施してまいりました。

今後は、説明会や懇談会でいただいたさまざまな意見をもとに、富良野市としての方向性を判断していくとともに、委員会での確認に基づき、再度、5市町村長で圏域の今後の自治の形について協議を行ってまいりたいと考えております。

2点目は、要望運動についてであります。

その1、旭川地方法務局富良野出張所の存続に関する要望についてであります。旭川地方法務局富良野出張所は、富良野圏域5市町

村の不動産登記や各種証明書等の発行業務など、圏域住民に必要不可欠な機関であります。

旭川地方法務局から提案された富良野出張所の旭川東出張所への統合は、圏域住民にとって時間的、経済的に大きな負担となり、また、圏域経済に与える影響も大きいことから、3月30日、富良野地区広域市町村圏振興協議会会長として圏域町村長、富良野沿線農業委員会連絡協議会及び富良野法務会とともに、旭川地方法務局に対し、圏域住民に対する十分な説明と理解を得た上での検討や、利便性の確保対策など、富良野出張所の存続について要望してまいりました。

2点目は、固定医師確保に関する要望についてであります。地域センター病院等への医師の確保と固定化について、去る6月21日、旭川医科大学の産婦人科、皮膚科、呼吸器科、内科及び脳神経外科、耳鼻咽喉科、22日には、北海道大学医学部の産婦人科に対し、富良野医師会長とともに要望してまいりました。

以上です。

議長（中元優君）次に、選挙管理委員会委員長藤田稔君。

選挙管理委員会委員長（藤田稔君） - 登壇 -

選挙事務従事職員の不正行為に対する刑事処分について報告いたします。

平成18年4月23日執行の富良野市長選挙における選挙事務従事者の不正行為につきましては、さきの第2回臨時会で報告したところでありますが、その後、職員2名の刑事処分が確定しましたので報告いたします。

この不正行為に対しましては、選挙管理委員会として平成18年5月19日、職員2名を富良野警察署に告発しておりましたが、このたび、平成18年6月7日付で旭川区検察庁より公職選挙法違反で起訴処分したとの通知がありました。

処分内容につきましては、本人より確認をし、また、報道でもありましたとおり、略式

命令で罰金30万円の刑事処分が確定したところであります。職員2名は、6月7日釈放され、現在市の処分により停職中でございます。

今後、二度とこのような事件が起きないよう、対策を講じるとともに、市民の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（中元優君） 以上で、市長、並びに選挙管理委員会委員長の行政報告を終わります。

日程第3

議案第20号（18年第1定） 富良野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議長（中元優君） 日程第3 前回より継続審査の議案第20号富良野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についてを議題といたします。

本件に関し、総務文教委員会の報告を求めます。

総務文教副委員長今利一君。

総務文教副委員長（今利一君） - 登壇 -
総務文教委員会より御報告申し上げます。

平成18年第1回定例会において付託となった議案第20号富良野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

この条例は、国が地方公務員法の一部を改正する法案を制定したことによるもので、地方分権の進展に際して、地方公共団体の公務の効率かつ適正な運営を施行、人事行政における公正性、透明性を図るため、職員の任用、給与の状況など、広く市民の方に知らせ、より適切な人事行政の運営に資するよう、公表に関する事項を条例で定めることとなっていることから、本条例を制定するものであります。

本委員会は、担当部局に本条例の解釈と運

用、また、資料の提出と説明を求め慎重に審議を進めてまいりました。既にこれまでも北海道から指導もあり、広報ふらのにて一部の公表を行ってきたところではありますが、基準については定められていなかったこともあり、今回の改正により改めて統一的な基準が定められ、これに伴い今後においては基準に従って公表するものとするものであります。

審査を進める中で、国で改正されたからとはいえ、なぜ公表するのか、公表する上での問題点が把握できているのか、また、雇用者側、雇用される側の意識のすり合わせは十分に行われているのか、情報公開として市民に知らせる義務はあるが、行政と市民の意識のかかわりはどうなっていくのかなど、さまざまな議論がなされました。

その結果、公表するに当たり、市民との情報の共有化により町づくりを行っていくことを前提として情報を公開しなければならない、地域コミュニティのあり方や、行政と市民とがお互いパートナーシップを築く意識を持ち、この公表を意義あるものにしていくべきと意見が出され、一定のまとまりを見たところであります。

よって、議案第20号富良野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教委員会より御報告いたします。以上でございます。

議長（中元優君） ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議案第20号について、副委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、副委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第4

所管事項に関する委員会報告

議長（中元優君） 日程第4 前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

調査第7号について、経済建設委員会の報告を求めます。

経済建設委員長穴戸義美君。

経済建設委員長（穴戸義美君） - 登壇 -
経済建設委員会より御報告をいたします。

本委員会では、許可を得ました事務調査、中小企業振興にかかわる雇用状況について担当部局より、求職、求人有効倍率の状況、正職、臨時雇用、パート職等の雇用状況について資料の提出と説明を求め調査をいたしてまいりました。

雇用状況では、ハローワーク等の資料の推移と、全国、全道、富良野の説明を受け、特に東海地方の伸びが良いことから、全国的な求人倍率も上がっている状況でございました。

富良野は0.57倍、全道平均で0.55倍でございまして、道北圏ではやや好調と思われる状況であります。しかし、富良野の特徴は春先の農業関連従事者の募集があり、求人求職の絶対数が少ないために、倍率の数字に影響を受けやすいとの内容でありました。

また、常用とされている定義については、正職ではなくて臨時雇用や季節雇用者であって、正職は年々減少との状況でもあります。なお、富良野圏域での高卒就職内定状況は4高校での新規就職希望者は112名であり、2月末での就職内定者は、男子34名、女子47名の計81名で72%でありました。

また、本市の雇用促進事業は、道の事業と並行し技能ふるさと塾を開催をしていること、さらには人材開発センターを通じ、1週間現場で体験を行うものがあり、農業と観光を連携をさせ、雇用を拡大させていくという

テーマを持ち進めているとのことであります。

本委員会では、これらの取り組み状況を踏まえ、今後の考え方について意見を交換し、雇用状況の調査を進めてまいりました。特に、論議が集中した点は、雇用と景気は地域の産業に関係があり、単に一時的な雇用創出の場を求めるのではなく、いかに地域に根差した産業を興し、育成していくかが重要なことと認識をいたし、今後の進むべき方向として次の3点に留意をし、中小企業振興、雇用の創出に向け推進をされたい。

1点目には、雇用と産業の創出は一体のものであり、地域に根差した中小企業等の育成強化、さらに異業種交流等による起業家の育成も粘り強く継続的に図られたい。

2点目には、求人と求職のミスマッチの現状を把握し、その対策を講じられたい。

3点目には、ニート、無業者などの社会的現象は、将来の社会に大きな影響を与えるものであり、今後はそのことを踏まえ雇用対策を図られたい。

以上で報告を終わります。

議長（中元優君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、以上で、経済建設委員長の報告を終わります。

以上で、所管事項に関する委員会報告を終わります。

日程第5

議会改革特別委員会報告

議長（中元優君） 日程第5 前回より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件に関し、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員長北猛俊君。

議会改革特別委員長（北猛俊君） - 登壇 -
議会改革特別委員会より御報告を申し上げます。

ます。

本委員会では、第1回定例会において、議会改革の短期的な取り組みとして議員報酬の削減という課題について提案し、議員各位の御理解のもと、全会一致により可決いただきましたことは感謝にたえない次第であります。

次に、取り組むべき課題としましては、各委員会からの意見の中から、これまでも議会改革の項目として上がりながら、まだ達成されていない一般質問における対面型質問席の設置と一問一答方式の採用についてを主として協議を進めることといたしました。

審査では二度にわたる議会運営委員会の調査資料を参考に、会派内協議も含め、あらゆる角度から検討を進めてまいりましたが、特に昨年の調査地では、これまでの一問一答方式で短所として挙げられていた時間切れによる質問の積み残しの点と、対面方式の質問席では質問者の姿が傍聴者にはよく見えないなどの点が、一定程度合理的に解消されており、本委員会としても大いに参考となるものであります。

このような最近の事例をもとに、これまでの本市議会の先例事例との兼ね合いも十分精査し慎重に議論を重ねた結果、一般質問の方法を、質疑は同一議員につき同一の議題について、3回を越えることができないとしていたものから、1回目の質問は登壇して全問まとめて質問をし、その答弁に対する再質問からは自席で一問一答方式により質問するものへ移行すべきとの結論に達し、第2回の議会改革の提起を行うものであります。

なお、一般質問における一問一答方式の採用により、導入当初は本会議における混乱なども予想されることから、一つには、混乱の際の調整を行うため、議会運営委員会、正副議長、担当部局を含めた協議の場を設けるべきであること。二つには、質問に対する答弁は理事者が行うことを原則とすること。三つには、論点が細部にわたることから、より具体的に記入できる一般質問通告書の様式に改

めるべきことなどが課題として上げられ、協議を行っていることも加えて申し上げます。

市民にとって理解しやすい質疑応答と、充実した議論展開は、開かれた議会や町づくりの推進と市民参加の促進などへ効果を上げるものと期待をするところであります。

したがって、これら課題について理事者側との趣旨統一を早期に行い、制度の定着が図られるよう望むものであります。

以上、一般質問における一問一答方式の導入に関する検討結果であります。今後も議会の組織、権能、運営といった観点から、議員定数の適正化についても検討していく予定になっておりますことを申し上げ、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

議長（中元優君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で、議会改革特別委員長の報告を終わります。

日程第6 監査委員報告

議長（中元優君） 日程第6 監査委員からの報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成17年度1月分から4月分、4件、平成18年度4月分、1件であります。

本報告5件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、本報告を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第7

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（中元優君） 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

富良野市の人権擁護委員山下正秋氏は、平成18年8月31日をもって任期満了となりますので、再度、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、山下正秋氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中元優君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、適任と認めることに決しました。

日程第8

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（中元優君） 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

富良野市の人権擁護委員天日守氏は、平成18年9月30日をもって任期満了となりますので、再度、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、天日守氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中元優君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、適任と認めることに決しました。

日程第9

議案第12号 富良野市教育委員会委員の任命について

議長（中元優君） 日程第9 議案第12号富良野市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

議案第12号富良野市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

富良野市教育委員会委員の児島応龍氏は、平成18年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を富良野市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、児島応龍氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件、任命について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、任命に同意することに決しました。

日程第10

議案第13号 富良野市固定資産評価員の選任について

議長（中元優君） 日程第10 議案第13号富良野市固定資産評価員の選任について。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

議案第13号富良野市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価員には、前税務課長

でありました壽浅克彦君が選任されておりましたが、平成18年3月31日付で退職しておりますので、その後任者として税務課長谷田成穂君を富良野市固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により提案申し上げ、議会の同意を求めます。

なお、谷田成穂君の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件、選任について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、選任に同意することに決しました。

日程第11

議案第11号 東4線道路改良舗装工事（東4線橋架換）請負契約の締結について

議長（中元優君） 日程第11 議案第11号東4線道路改良舗装工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） - 登壇 -

議案第11号東4線道路改良舗装工事（東4線橋架換）請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事については、6月9日に指名競争入

札を執行いたしましたところ、大北・森田・豊平特定建設工事共同企業体が2億2,365万円をもちまして請負業者に決定をいたしました。

この工事の請負契約の締結に当たりましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による契約でありますので、地方自治法第96条第1項第5号により、議会の議決を要するものであり御提案申し上げるものでございます。

なお、本工事の概要につきましては、橋長55.2メートル、幅員については、車道部8メートル、歩道部3.5メートル、片側歩道、橋種については2径間連続非合成鉸桁でございます。

今回の発注におきましては、桁架設及び前後取り付け道路の整備が主な内容となっております。また、本工事の工期は平成19年6月29日としており、工事完了後、速やかに供用開始する予定でございます。なお、お手元に参考資料といたしまして工事概要と図面をお配りしてございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第1号～議案第10号（提案説

明）

議長（中元優君） 日程第12 議案第1号ないし議案第10号まで、以上10件を一括して議題といたします。

議案第1号より議案第10号について、提案者の説明を求めます。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） - 登壇 -

議案第1号平成18年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案をいたしました富良野市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ9億9,430万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を127億2,430万4,000円にしようとするものと、地方債の補正で追加1件と変更2件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

18ページ上段でございます。

1款議会費は、議会運営にかかる発言の残時間表示器購入費の追加と、議員報酬等支給条例の改正などによる議員報酬等の減額を差し引きいたしまして、1,559万2,000円の減額でございます。

2款総務費は、一般寄附金相当額の地域づくり推進基金積立金、市庁舎塔屋部分の雨漏り及び補強のための市庁舎改修工事費、旧北海タイムス社富良野支局建物の土地明け渡し訴訟委託料、北海道移住促進協議会負担金、情報運営管理事業における市内LAN用パソコン購入費、市民税データパンチ委託料、生活保護事務にかかる住民情報システム修正委託料、ハープ電子申請運用委託料、老朽化した公用車更新に伴う8人乗り中古ワゴン車及び小型中古乗用車購入費の追加と、市長及び市議会議員選挙費の執行残による減額を差し引きいたしまして、3,060万4,000円の追加でございます。

20ページ下段でございます。

3款民生費は、10月以降の支援費支払い業務の継続実施に伴う北海道社会福祉施設運

営財団負担金、前年度の老人医療費支払い基金交付金の精算に伴う、老人保健特別会計繰出金、養護老人ホーム寿光園職員の退職等に伴う嘱託介護員賃金、山部福祉センター屋根の雨漏り補修のための施設修繕料、広域で共同実施する障害者給付審査会事業費で、1,470万5,000円の追加でございます。

22ページ中段でございます。

4款衛生費は、布礼別墓地の支障木伐採及び笹刈りにかかる委託料、火葬場の斎場、談話ラウンジ、待合い和室等のクロス張りかえ工事費で130万円の追加でございます。

6款農林業費は、学田3区市民農園予定地管理用のひまわり種子等の材料費、ふらの農業協同組合が実施するタマネギ、CA貯蔵施設に対する強い農業づくり産地強化事業費補助金、畜産担い手育成総合整備事業にかかる事務費、旭川開発建設部からの受託事業として空知川右岸地区環境調査等を行う富良野地域事業調整等委託事業費、扇山地区の消防施設を整備する地域用水機能増進事業費、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う固形燃料施設の設備基準に適合させるための施設修繕料、布礼別集落センター集会室天井の施設修繕料の追加と北海道からの受託業務の変更に伴う道営経営体育成基盤整備事業東学田地区換地事業費の減額を差し引きいたしまして、4億4,908万6,000円の追加でございます。

24ページ下段でございます。

7款商工費は、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業補助金による地産地消事業費で、75万円の追加でございます。

26ページ中段でございます。

8款土木費は、旧市道北の峰1番線2用地払い下げに伴う北海道有地の用地買収費、市道北料北線及び市道花園環状線にかかる用地確定測量委託料、市道共栄唐沢線のり面補修に伴う道路施設改修工事費、市道防じん舗装、新設及び側溝改良の追加実施による道路舗装側溝改良工事費、地域センター病院移転に伴う周辺整備として新生通り排水整備事業

費及び駅東側駐車場整備事業費、見合川のり面補修に伴う河川維持工事費、東町の無頭川河川敷地確定にかかる用地確定測量委託料、朝日通道路改良工事費、既設公園の遊具補修、トイレ水洗化を行う公園リフレッシュ工事費、山部12町内の旧教員住宅地の売却処分を行うため、売却予定地内排水路公営住宅敷地内への切りかえと通路整備を行う黄の花団地通路排水路整備工事費、富良野駅前地区市街地再開発事業にて建設中の公営住宅建物購入費で、5億857万円の追加でございます。

なお、黄の花団地通路排水路整備工事費につきましては、旧教員住宅及びその土地の売り払い収入を財源として実施しようとするものでございまして、売買契約が不成立の場合、整備工事費は減額補正する予定でございます。

28ページ下段でございます。

10款教育費は、本年9月、本市において開催されます全日本中学校長会研究協議会北海道大会補助金、樹海東小学校、樹海西小学校の統廃合に伴う閉校事業交付金、公共下水道供用開始に伴う教員住宅水洗化等改造事業費、図書整備に対する寄附金による図書資料整備事業費、本年9月に開催されるツールド北海道国際大会実行委員会補助金、スポーツセンターの外壁補修塗装工事費で、488万1,000円の追加でございます。

30ページ下段でございます。

12款給与費は、国庫支出金、分担金及び負担金の増額による財源振替でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、12ページから17ページになります。

13款分担金及び負担金は、広域で共同実施する障がい認定審査会の沿線町村の負担金で、376万1,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、国庫補助金の地域住宅交付金、地方道路整備臨時交付金による朝日通道路改良工事補助金、特定防衛施設周辺

整備調整交付金による新生通排水整備工事補助金、委託金の旭川開発建設部からの富良野地域事業調整等委託金で、1億7,130万円の追加でございます。

12ページ下段でございます。

16款道支出金は、道補助金の障害者保健福祉推進事業補助金、強い農業づくり事業補助金、生産調整円滑化推進事業費補助金、地域用水機能増進事業補助金の追加と、畜産担い手育成総合整備事業補助金の減額、委託金の道営経営体育成基盤整備事業東学田地区換地業務委託金の減額で、4億4,304万8,000円の追加でございます。

14ページ中段でございます。

17款財産収入は、旧市道北の峰1番地2の廃道敷地、山部12町内旧教員住宅の敷地、土地区画整理事業換地による土地の売り払い収入で、809万1,000円の追加でございます。

18款寄附金は、一般寄附金5件、教育費寄附金1件で663万円の追加でございます。

16ページでございます。

19款繰入金は、公営住宅建設事業への財政調整基金繰入金で、2,300万円の追加でございます。

20款繰越金は、平成17年度決算による繰越金で、6,992万4,000円の追加でございます。

21款諸収入は、北海道市町村振興協会からのいきいきふるさと推進事業助成金で75万円の追加でございます。

22款市債は、朝日通道路改良事業債ほか2件で、2億6,780万円の追加でございます。

戻りまして6ページでございます。

第2条地方債の補正につきましては、第2表のとおりで、補正予算に伴う事業費の追加により、新生通排水整備事業費の新規追加と、朝日通道路改良事業費及び公営住宅建設事業費の地方債の限度額の変更を行うものでございます。

以上、平成18年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第2号平成18年度富良野市老人保健特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

このたび提案いたしました、富良野市老人保健特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ839万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を31億6,249万7,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

7ページ下段でございます。

4款諸支出金は、平成17年度老人医療費の精算によるもので、老人医療費支払基金交付金の返還金839万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、7ページの上段でございます。

1款支払基金交付金は、平成17年度事務費交付金の精算によるもので15万円の追加でございます。

4款繰入金は、一般会計繰入金で824万7,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第3号平成18年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました、富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出の総額を3,300万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

2款施設整備費は、市場製氷器の器具購入費で500万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページから7ページ上段でござ

います。

4款寄附金は、市場の施設整備に対する寄附金で500万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第4号富良野市財政調整基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定により、平成18年度の事業費財源に充てるため、財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、公営住宅建設事業の財源として2,300万円以内を財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第5号富良野市立学校施設利用条例の制定について、御説明申し上げます。

本件は、学校施設の利用に当たり、公平の原則に基づき、市民の方に一定の利用者負担をいただくため、利用料金を設定しようとするものでございます。以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は目的、第2条は教育委員会及び学校の責任、第3条は利用できる施設及び学校、第4条は利用できるものについての規定でございます。第5条から第10条は、利用時間、利用の許可、制限、利用料金に関する事項等の規定でございます。また、第11条から第15条につきましては、権利の譲渡等の禁止、原状回復の義務、損害賠償の義務、事故の責任、委任について規定してございます。

別表の料金表に関しましては、富良野市使用料手数料の設定基準に基づき見直しを図り、これまで15校の1年間の学校施設利用における維持費としての燃料費分を過去3年間の利用実績に基づいてその50%の利用者負担を願うこととし、1時間150円の利用料金を設定しようとするものでございます。

また、スポーツ少年団活動による利用につ

きましては、免除を考えているところでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第6号富良野市中心街活性化センター設置条例の制定について、御説明申し上げます。

本件は、活力ある商業基盤の確立と市民が安心して暮らせる地域社会の形成を目指し、中心市街地の活性化を図ることを目的として本条例を制定しようとするものでございます。以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

まず、第1条から第2条は、目的及び設置、施設の名称及び位置の規定でございます。次に、第3条は施設の構成、第4条は事業内容の規定、第5条は指定管理者による管理を可能とする規定、第6条は指定管理者の業務、第7条は指定管理者の権限に関する規定でございます。次に、第8条は開館時間、第9条は休館日に関する規定でございます。

以下、第10条から第15条は、利用の許可、利用の制限、利用料金に関する事項等の規定でございます。また、第16条から第20条は、権利の譲渡等の禁止、現状回復の義務、損害賠償の義務、秘密保持の義務、規則への委任の規定でございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日からとするものでございます。

別表の料金表の額につきましては、指定管理者が管理を行う場合には、この額を上限として指定管理者が市長の承認を受けて決めることとなります。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第7号富良野スポーツセンター条例の全部改正について、御説明申し上げます。

本件は、公の施設にかかる指定管理者制度導入方針に基づき、スポーツセンターを指定管理者による管理にしようとするものでございます。

また、あわせて富良野市使用料手数料設定

基準に基づき、利用料の見直し及び利用時間の延長など、条例の全部を改めようとするものでございます。以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条目的及び設置、第2条名称及び位置は現行条例と同じでございます。第3条は指定管理者による管理を可能とする規定、第4条は指定管理者の業務の範囲、第5条は指定管理者の権限に関する規定でございます。第6条は開館時間に関する規定で、現行条例より平日は夕方1時間、日曜日及び祝祭日は朝1時間、夕方1時間それぞれ延長するものでございます。第7条は休館日に関する規定、第8条から第13条は利用の許可、制限、利用料金に関する事項等の規定でございます。また、第14条から第18条は、権利の譲渡等の禁止、現状回復の義務、損害賠償の義務、秘密保持の義務、規則への委任の規定でございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日からとするものでございます。

別表の料金表につきましては、富良野市使用料手数料の設定基準に基づき見直しを図るとともに、市民が利用しやすいよう個人利用は1回当たり、専用利用は1時間単位で料金を設定しようとするものでございます。なお、指定管理者が管理を行う場合には、この額を上限として指定管理者が委員会の承認を受けて決めることとなるものでございます。

また、本施設については平成19年4月1日より指定管理者による管理を考えているところでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第8号富良野市長及び助役の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

市長及び助役の給料月額については、平成17年第4回定例会において、平成19年3月までの間5%の給料削減を可決いただき、また、平成18年第1回定例会におきましては、全職員に対する給与の削減を踏まえ、前

市長及び前助役の任期中に限り、削減率の5%上乗せを実施し、あわせて10%の削減としているところでございます。

現在、特別職人事、職員人事も終え、新たな人事体制をもって市政をスタートさせているところでございます。この際、職員給与の削減を実施中であること、さらに、引き続き逼迫化した市の財政状況を考慮し、理事者としての行革断行の姿勢として、市長及び助役の給与月額について削減率の5%上乗せによる10%削減を平成19年3月まで継続しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第9号富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、議案第8号と同様の理由によりまして、教育長の給与月額について削減率を5%上乗せし、10%の削減を平成19年3月まで継続しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第10号富良野地区介護認定審査会規約の変更について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第252条の7の規定に基づき、規約の変更について議決を求めるものでございます。

障害者自立支援法第15条の規定により、設置する審査会を富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町及び占冠村の1市3町1村により共同で設置することとなったことから、規約の一部を変更しようとするものでございます。

第2条は名称及び目的についての規定で、介護認定審査会において、これまでの介護認定審査に加え、障害認定審査を行おうとするものでございます。

第4条第3項は、委員の定数に関する規定で、障害認定審査を行う審査員につきましては、5市町村全体の介護給付件数を勘案いた

しまして、1合議体5名とし、全体の委員定数を20人から25人に変更しようとするものでございます。

なお、施行は平成18年7月10日で、これは知事への届け出が必要となっております。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（中元優君） 以上で、提案説明を終わります。

散 会 宣 告

議長（中元優君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明28日、29日、30日は議案調査のため、7月1日、2日は休日のため、それぞれ休会であります。

7月3日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時43分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 18 年 6 月 27 日

議 長 中 元 優

署名議員 宮 田 均

署名議員 日 里 雅 至